

平成 23 年

嬉野市議会臨時会会議録

第 2 回

開会：平成 23 年 11 月 29 日

閉会：平成 23 年 11 月 29 日

嬉野市議会

平成 23 年

嬉野市議会臨時会会議録

平成 23 年 11 月 29 日
(第 1 日目)

嬉野市議会

平成23年第2回嬉野市議会臨時会会議録

招集年月日	平成23年11月29日					
招集場所	嬉野市議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成23年11月29日 午前10時08分			議長 太田重喜	
	散会	平成23年11月29日 午後10時29分			議長 太田重喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
	1番	辻 浩一	出	10番	副島 孝裕	出
	2番	山口 忠孝	出	11番	田中 政司	出
	3番	田中 平一郎	出	12番	織田 菊男	出
	4番	山下 芳郎	出	13番	神近 勝彦	出
	5番	山口 政人	出	14番	田口 好秋	出
	6番	小田 寛之	出	15番	西村 信夫	出
	7番	大島 恒典	出	16番	平野 昭義	出
	8番	梶原 睦也	出	17番	山口 要	出
	9番	園田 浩之	欠	18番	太田 重喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	地域づくり・結婚支援課長	山口 久義
	副市長	中島 庸二	福祉課長	
	教育長	杉崎 士郎	健康づくり課長	
	総務部長	中島 直宏	農林課長	
	企画部長	坂本 健二	学校教育課長	神近 博彦
	健康福祉部長	江口 常雄	収納課長	
	産業振興部長	一ノ瀬 真	税務課長	坂口 典子
	建設部長	松尾 龍則	観光商工課長	三根 清和
	教育部長 教育総務課長兼務	中島 文二郎	健康福祉課長	杉野 昌生
	会計管理者	田中 明	茶業振興課長	
	総務課長	小野 彰一	建設・新幹線課長	中尾 嘉伸
	財政課長	筒井 保	環境下水道課長	
	市民課長		水道課長	山口 健一郎
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	農業委員会事務局長	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎		

平成23年第2回嬉野市議会臨時会議事日程

平成23年11月29日（火）

本会議第1日目

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
報告第9号 専決処分の報告について
報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第4 議案第66号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案質疑
議案第66号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 討論・採決
議案第66号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

午前10時08分開会

○議長（太田重喜君）

おはようございます。

本日、嬉野市議会臨時会が招集されましたところ、お忙しい中御参集いただきまして、御苦労さまでございます。

本日は、園田浩之議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第2回嬉野市議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第78条の規定により、会議録署名議員に、14番 田口好秋議員、15番 西村信夫議員、16番 平野昭義議員を今会期中指名いたします。

日程第2、嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので御了承願います。

日程第 3、諸般の報告を行います。報告第 9 号 専決処分の報告について及び報告第 10 号 専決処分の報告についてにつきましては、お手元に配付しておりますので、それをもって報告といたします。

次に、10 月 27 日、島原市で九州市議会議長会理事会が開催され、私が出席をいたしました。理事会では、各県支部より 16 の議案が提出され、承認されました。

嬉野市は「合併特例債の期限延長について」を提出しました。このうち、農林漁業の振興や高速交通網の整備充実についての 8 議案を全国市議会議長会評議員会に提案することに決定しました。

また、11 月 7 日、都城市で開催されました全国市議会議長会基地協議会九州部会総会に出席しました。基地協議会は、基地関係都市共通の問題の調査、研究並びに具体的解決方を推進することを目的として、米軍諸施設並びに自衛隊及び旧軍港等の施設に関係する全国各市議会議長をもって組織され、全国に 8 部会を設け、九州部会は、37 市町で組織されています。

基地協議会には、鳥栖市とともに本年度から加入したもので、総会では、平成 22 年度決算、平成 23 年度予算案などが審議され、承認されました。

また、11 月 11 日、東京・都市センターホテルで開催されました全国市議会議長会評議員会に出席しました。評議員会では、地方行財政、災害、医療福祉など 18 議案が各部より提出され、また、「地方税財源の充実強化」、「東日本大震災からの復旧・復興に向けた対応」を求める議案が会長から提出され、全て原案どおり決定されました。

なお、詳細の資料については、議会事務局にありますので、参考にしてください。

日程第 4、議案第 66 号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆さま、おはようございます。大変お忙しい中に平成 23 年第 2 回嬉野市臨時議会をお願いいたしましたところ、御了解いただきましてありがとうございます。

また、先般から議員の皆さんにおかれましては、議会報告会等も開催されたところまでございまして、大変お疲れ様でございました。心から敬意を表すところでございます。

それでは、ただいまお話ししました平成 23 年第 2 回臨時議会の議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

このたび、嬉野市議会臨時会を招集し、条例制定の議案につきまして、御審議をお願いすることになりましたので、その概要について御説明申し上げます。

提出しております議案第 66 号の嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、条例の制定でございまして、人事院勧告に鑑み、職員の給与等を改定するために条例を制定するものでございます。

以上、簡単でございますけれども議案の概要説明を終わります。詳細につきましては、担

当部長が御説明申し上げますのでよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由とさせていただきます。

○議長(太田重喜君)

これで、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 66 号について細部説明を求めます。総務部長。

○総務部長(中島直宏君)

それでは、議案第 66 号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように改正するというものでございます。この改正の理由といたしましては、人事院勧告に鑑みまして、職員の給与等を改正するため条例を制定する必要があるというものでございます。

改正の内容につきましては、第 1 条につきましては、職員給の給与について、月例給を 0.23%引き下げるもので、給与表を別表の 6 ページから 10 ページになりますが、これにつきましては、別に配付をしております給与表がございしますが、改正の部分につきましては、網かけをしております。こちらの方を御覧いただきたいと思っております。そのように改正をするというものでございます。第 2 条につきましては、議案資料の 1 ページを御覧いただきたいと思っております。嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正するもので、第 6 条において、特定任期付職員の給料を別表のとおり改正をするというものでございます。第 3 条につきましては、議案資料 2 ページを御覧ください。嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、附則の 7 条におきまして、平成 18 年の 3 月の給与構造の見直しがあっておりますが、これに伴いまして、給与水準引き下げが行われてます。この引き下げに伴う経過措置額についても、月例給の改定率等をふまえて引き下げが行われるため、別表のとおり改正をするというものでございます。

次に議案に戻りまして、10 ページから 11 ページでございしますが、附則の第 1 項におきまして、この条例は、平成 23 年 12 月 1 日から施行するものでございます。附則 2 項におきましては、今回の改定に伴い、調整対象職員の 12 月期末手当から 4 月から 11 月までの 8 箇月分の差額相当分をまとめて控除をするというものでございます。1 号において、減額改定対象職員に受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に 8 箇月を乗じて得た額を期末手当から控除をするというものでございます。2 号において、平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に、6 月支給をされた期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額を期末手当から控除をするというものでございます。

以上で、臨時議会提案の議案についての説明を終わります。

○議長(太田重喜君)

これで、議案の細部説明を終わります。

お諮りします。議案第 66 号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第 66 号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第 5、議案質疑を行います。

まず、議案第 66 号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。山口政人議員。

○5 番(山口政人君)

説明がなかったのでちょっとお尋ねをしたいと思います。人事院勧告というのは、非現業の国家公務員に対する給与の勧告であると私は認識をしておりますが、今回、国家公務員については、人事院勧告ですね。この実施を見送っているというふうな中ですよ。なぜ、地方公務員が人事院勧告に従わなければならないのか。その根拠はどこにあるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長(太田重喜君)

総務部長。

○総務部長(中島直宏君)

お答えいたします。嬉野市のこれまでの給与改定につきましては、佐賀県の人事委員会ではなくて、国の人事院勧告に準じて改正を行ってきております。今回は、国、県の今回の取り扱いについての通知をいただいておりますけれども、その通知に従いまして今回は、国の人事院勧告に鑑み改正を行ったというところでございます。国家公務員につきましては、9月30日に人事院勧告が行われております。これは、東日本大震災という未曾有の国難に対応するために国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案というものが出されておりますけれども、今般の人事院勧告による給与水準の引き下げと比べまして、こちらの方が厳しく給与減額の措置を講じようとするものでございます。また、総合的に見ればその他の人事院勧告の趣旨も含んでいるということで、今回は、人事院勧告を実施するための給与改定法案は提出しないということにされております。市長等の改定につきましては、地方公務員法に定める給与決定の諸原則というのがございますけれども、そちらの原則に従いまして、地域の民間給与を的確に反映された改定を行うことが重要であるというようなことで、通知をいただいております。従いまして、今回の改定につきましては、人事院勧告に鑑みということで改正をいたしたところでございます。以上でございます。

○議長(太田重喜君)

山口政人議員。

○5 番(山口政人君)

実施に必要なですね。給与の改正法案。これも見送っていると。実施をされていないということですよ。そこで、他の自治体の動向はどうかを教えていただきたい。

○議長(太田重喜君)

ただ今の質問に答弁を求めます。総務部長。

○総務部長(中島直宏君)

お答えいたします。今回の勧告につきましては、国に準じて行われた分については、佐賀市を除いては、佐賀市は佐賀県に準じての改定となっております。それ以外につきましては、国の人事院勧告に準じての改定というふうになっております。以上です。

○議長(太田重喜君)

他に質問はございませんか。総務部長。

○総務部長(中島直宏君)

申し訳ございません。佐賀市と神埼市が県の改定に準じているということでございます。

○議長(太田重喜君)

西村信夫議員。

○15番(西村信夫君)

この引き下げについてですね、0.23%というけれども、人事院勧告の鑑みで数字を出してありますけれども。この0.23%の数字の根拠を示していただきたいと思っておりますけれども。

○議長(太田重喜君)

答弁を求めます。総務部長。

○総務部長(中島直宏君)

0.23%につきましては、国において調査をされておりますけれども、調査状況が企業の規模の50人以上で、かつ、事業規模が50人以上の事業所を対象として4,750事業所から10,500事業所の約430万人を対象に調査を行われております。なお、23年においては、東北地方の大震災の被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県を除いての実施ということになっております。その結果におきまして、民間給与との差が899円の減ということでございましたので、これについての0.23%ということでの減額措置ということでございます。以上でございます。

○議長(太田重喜君)

西村信夫議員。

○15番(西村信夫君)

0.23%は、国の基準で調査の概要の集計の中でこういう数字が出たわけですが、国の示している数字と地域における格差の問題。それぞれ生じてくると思っておりますけれども、佐賀県、あるいは嬉野市、県内含めてですが、平均の格差については、どのようにお考えなのかです。佐賀県の人事委員会の22年の調査を見れば、民間給与が37万3,746円という数字が出ておりますので、その数字について、現状の地域、嬉野市についてはどのようにあるのか、その点求めたいと思っておりますけれども。

○議長(太田重喜君)

総務部長。

○総務部長(中島直宏君)

お答えいたします。

県におきましては、企業等への調査を行われております。格差については、1,120 円の格差があったということで、1.3%の減額ということでございますが、嬉野市におきましては、企業等への調査というものは、今回に限っては行っておりませんので、これにつきましては、国の人事院勧告に準じてということで取り扱いをしております。以上でございます。

○議長(太田重喜君)

西村信夫議員。

○15 番(西村信夫君)

地域格差の調査を当然すべきと思うけれども、嬉野市の職員に対する給与の関係については、きちっとね、やっぱり積算をする根拠を示しながらこういう制度を提案すべきやないかと思えますけれども。それと、もう一点ですけれども。年齢的にもですね。50代の人達にしわ寄せがくるんじゃないかというふうなことを思えますけれども。50代以上の方が何人いらっしゃるのか、そしてまた、嬉野市は、佐賀県においても給与は低い方と思えますけれどもそこらあたりを示していただきたいと思えます。

○議長(太田重喜君)

総務部長。

○総務部長(中島直宏君)

今回の改定につきましては、1級から3級までについては、職員の該当はございませんけれども、4級で23名、5級で37名、6級で17名、7級で8名ということで、合計の85名の方が職員としては、対象になっております。特別会計については、5人が該当ということになります。指数につきましては、ラスパイレス指数というのがございますけれども、佐賀県につきましては、96.5、嬉野市につきましては、95.7ということでございますので、市では高い方から8番目、県内の市町におきましては、11番目ということでございます。ちなみに市の平均が、97.14、県内の市町の平均が、97.2というふうなラスパイレス指数となっております。以上でございます。

○議長(太田重喜君)

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第66号の質疑を終わります。

日程第6、討論・採決を行います。

議案第66号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

賛成多数であります。したがって、議案第 66 号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は可決されました。

以上で本臨時会に提出された案件の質疑・討論・採決など全ての日程が終了いたしました。

お諮りします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第 43 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成 23 年第 2 回嬉野市議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦勞様でございました。

午前10時29分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員